市民と憲法（第3・4ターム　月曜日5限）

担当教員：岡村 みちる 先生

2021年12月14日

**市民と憲法 論題3「徒競走は実施すべきかどうか」**

はじめに、ケース3の「徒競走の実施に際して、教育的配慮が必要である」という主張に対して、私は徒競走を実施すべきであり、またその実施にあたっては、追加の教育的配慮を講じる必要はないと考える。

本主張を支持する論拠として、第一に、徒競走を実施する意義について論じる。そもそも、徒競走とは結果を競うことだけを目的として設定された教育活動ではない。「教育」は教育基本法をはじめとするいくつかの法律に則って行われているものであるが、教育基本法第一条では「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と、また第五条第二項では「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする」と定められている[1]。本ケースにおける徒競走は、公立中学校の行事として実施されていることから、義務教育及び通常学級の活動の一環として行われたものだと推測されるため、勉学に限らず総合的な分野に渡って行われている「教育」の一環として、徒競走が実施されていると考えるのが自然である。ゆえに、本ケースにおける徒競走は、「心身ともに健康な国民の育成」や「各個人の有する能力を伸ばし」などの項目を満たすために行われている、教育活動の一つとして捉えることができる。

次に、数ある教育活動の中で徒競走を選択する理由について論じる。徒競走を選択することによって、私たちが享受できるメリットは多い。一つ目のメリットに、「走る」ことは運動能力の基礎である、ということが挙げられる。「走る」ことは徒競走の軸となっているが、私たちの日常が脚に依存していることからもわかるように、「走る」ことはヒトとして生きる上で、運動能力の基礎となっていると言える。つまり、私たちが生きる上で必要な能力の一部となっており、「歩く」「走る」という行為に関しては殆どの児童生徒が行えるため、肢体不自由児などの障害を抱える児童生徒以外に関しては、特別な配慮が必要ないというメリットがある。二つ目のメリットに、一つ目のメリットと関連して、教育活動として実施する際のハードルが低いということが挙げられる。サッカーや野球などの他競技を実施する場合には、新たに煩雑なルールを覚える必要があるが、「歩く」「走る」といった活動は非常に日常的な行動であるため、ルールを覚えるのが難しい知的障害児などの児童生徒への特別な配慮が必要ないといったメリットがある。

先に述べた意義や徒競走のメリットを踏まえると、徒競走を採用することによって、「平等」に教育活動を実施することが十分に可能であると考えられる。ここで挙げる「平等」とは「機会の平等」のことであるが、義務教育の通常学級に所属する生徒は非常に多様であり、特別支援学級のように配慮すべき生徒の総数が少ないため、結果の平等までは追求する必要がないと考える。ゆえに追加の「教育的配慮」は必要なく、機会の平等性を確保したまま行われるべきである。

以上のことから、「心身ともに健康な国民を育成」する教育活動の一環として、徒競走のメリットを享受しながら、教育的配慮を行わず、機会の平等のもとに徒競走を実施すべきである。

次にケース4について、知的障害・学習障害などを抱えた非定型発達児が受験する場合であっても、定型発達児と同様に、事前に定められた一定の学力を満たす場合のみ合格とするのが好ましいと考えられる。また、非定型発達の受験者が有するIQ値に応じて、合格ボーダーの基準点を引き下げる程度の措置であったとしても、許容されるべきではない。

その理由としては、たとえ知的障害・学習障害という括りであったとしても、一人一人の障害の程度を推し量ることはできないからである。計算や論理的思考など全般的に学習障害が発現する場合があれば、ディスクレシアのように、特定の分野だけに学習障害が発現する場合もある。ゆえに簡単に定型発達の受験者及び非定型発達の受験者を比べることはできず、先に挙げたような引き下げ措置も行われるべきでない。

【参考文献】

[1] 文部科学省（2006）．教育基本法

<https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html>